

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 門  
(総務部 県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○公有水面埋立ての免許出願

○公有水面埋立ての免許出願(二件)

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

○土地改良区役員就任及び退任の届出

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消し等の届出

### 収用委員会

○旧北上川石巻中央事件裁決手続開始決定

ページ

一 一 二 五 五 六 六 六 七 七 八 九 九 一〇

## 告 示

○宮城県告示第七百八十四号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
平成三十年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九〇〇一五三	MeiMarche 多賀城市桜木三丁目四番一号ソニー(株)仙台テクノロジー敷地内みやぎ復興パーク	福祉サービスの種類 就労継続支援A型	一般社団法人 MeiMarche	平成三十年八月三十一日

○宮城県告示第七百八十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。  
なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成三十年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成三十年七月二十四日

二 出願人の名称

気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種大沢(津谷)漁港区域内

気仙沼市本吉町大沢二一八番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点から①の地点を結ぶ公有水面との境界線(平成二十八年の秋分の満潮位(DL+1.10メートル)に地盤の

ぶ公有水面との境界線(平成二十八年の秋分の満潮位(DL+1.10メートル)に地盤の

隆起量〇・三〇四メートルを加えたDL+1・五〇〇メートル(一センチメートル単位切上げ)により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点 基準点コードTR四五八四一四四二〇一(北緯三八度四七分二八・六〇五〇秒、東経一四一度三一分三五・九八五三秒)から四一度四五分四〇秒 二六一・八一メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 二八七度四三分五一秒 一一・五五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 四六度五七分二七秒 五・〇一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三三二度四〇分二八秒 二・五三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 五度一六分一九秒 三・二九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 一七度四三分五一秒 二・一五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 二七度四一分一七秒 二・八九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 二一度三〇分二五秒 五・〇一メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 四四度四〇分一六秒 二・三二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 一二度二八分三三秒 二・九五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 四〇度四四分五七秒 六・六〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 一二八度三八分四七秒 七・九三メートルの地点

(二) 面積

三〇三・五八平方メートル(埋立区域)

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種大沢(津谷) 漁港区域内

気仙沼市本吉町大沢二一八番、二一九番、二二〇番及び二二一番地内、並びに本吉町大沢二一八番及び二二一番の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点と結んだ線により囲まれた区域

- ⑦の地点 四等三角点 基準点コードTR四五八四一四四二〇一(北緯三八度四七分二八・六〇五〇秒、東経一四一度三一分三五・九八五三秒)から四九度〇三分四八秒 二六五・八二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 二八七度四三分五一秒 五八・〇四メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 一〇度四七分三五秒 六・三四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 九度四一分五四秒 六・三五メートルの地点

- ⑪の地点 ⑩の地点から 七度四三分一八秒 五・二八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 二五度一五分三七秒 七・〇七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 四四度一七分五六秒 三・四一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 五二度一〇分〇四秒 一・〇六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 五〇度一〇分〇五秒 五・五五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 四九度四七分〇三秒 九・六四メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 四七度一〇分五四秒 一四・九三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 一二八度五〇分四一秒 五三・四一メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 二一八度五〇分四一秒 一八・四三メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 二二一度〇〇分四六秒 七・二〇メートルの地点

(二) 面積

二、七二九・六九平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成三十年八月十四日から平成三十年九月三日まで

〇宮城県告示第七百八十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部河川課及び宮城県東部土木事務所で行う。

平成三十年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成三十年三月十九日

二 出願人の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に接する公有水面

(一) 区域

次に掲げる(イ)点から(リ)点までを順次結んだ線及び(イ)点と(イ)点を結んだ線により囲まれた区域  
基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒の地点

- (イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東経一四一度二四分一六秒一八二八の地点
- (ロ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三〇九東経一四一度二四分一六秒一六三三の地点
- (ハ)点 北緯三八度二四分五二秒七八九九東経一四一度二四分一五秒八二六八の地点
- (ニ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点
- (ホ)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四一度二四分一六秒六六三八の地点
- (ヘ)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四一度二四分一七秒〇七七九の地点
- (ト)点 北緯三八度二四分五二秒九九三二東経一四一度二四分一七秒八九三四の地点
- (チ)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四一度二四分一八秒六六四六の地点
- (リ)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四一度二四分二〇秒九二二六の地点
- (ヌ)点 北緯三八度二四分五二秒九五七九東経一四一度二四分一九秒九七三四の地点
- (ル)点 北緯三八度二四分五二秒三四七一東経一四一度二四分一九秒七八六二の地点
- (レ)点 北緯三八度二四分五二秒二一八二東経一四一度二四分一九秒六四四六の地点
- (ワ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇〇八東経一四一度二四分一八秒八四一九の地点
- (カ)点 北緯三八度二四分五二秒〇三八六東経一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点
- (ク)点 北緯三八度二四分五二秒九七三二東経一四一度二四分一七秒一八八九の地点
- (コ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇二四東経一四一度二四分一六秒七六六九の地点
- (シ)点 北緯三八度二四分五一秒九八四二東経一四一度二四分一六秒三五九三の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 二九〇九・五一平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(イ)点から(ホ)点までを順次結んだ線及び(イ)点と(イ)点を結んだ線により囲まれた区域  
基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒の地点  
(二)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点

(A)点 北緯三八度二四分五二秒九三〇八東経一四一度二四分一五秒六一〇六の地点

- (B)点 北緯三八度二四分五三秒〇五〇七東経一四一度二四分一五秒一九三三の地点
- (C)点 北緯三八度二四分五三秒一二四四東経一四一度二四分一五秒〇三四五の地点
- (D)点 北緯三八度二四分五三秒一八五三東経一四一度二四分一四秒六三四一の地点
- (E)点 北緯三八度二四分五三秒一四一〇東経一四一度二四分一四秒二三八九の地点
- (F)点 北緯三八度二四分五二秒八一九六東経一四一度二四分一三秒七二三三の地点
- (G)点 北緯三八度二四分五二秒七四三〇東経一四一度二四分一三秒六六四六の地点
- (H)点 北緯三八度二四分五四秒二八八四東経一四一度二四分一二秒九九七九の地点
- (I)点 北緯三八度二四分五四秒四七七二東経一四一度二四分一六秒六五八二の地点
- (J)点 北緯三八度二四分五五秒二七七〇東経一四一度二四分二二秒〇〇七七の地点
- (K)点 北緯三八度二四分五四秒九八七三東経一四一度二四分二二秒七六〇四の地点
- (L)点 北緯三八度二四分五四秒六七七七九東経一四一度二四分二二秒二六六一の地点
- (M)点 北緯三八度二四分五四秒四四〇六東経一四一度二四分二〇秒九八三七の地点
- (N)点 北緯三八度二四分五四秒一一九一東経一四一度二四分二〇秒七六三二の地点
- (O)点 北緯三八度二四分五四秒〇〇〇七東経一四一度二四分二〇秒六九六七の地点
- (P)点 北緯三八度二四分五三秒六〇九三東経一四一度二四分二〇秒四七六九の地点
- (Q)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四一度二四分二〇秒二九二六の地点
- (リ)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四一度二四分一八秒六六四六の地点
- (ト)点 北緯三八度二四分五二秒九三二二東経一四一度二四分一七秒八九三四の地点
- (ハ)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四一度二四分一七秒〇七七九の地点
- (ホ)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四一度二四分一六秒六六三八の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(三) 面積 八九七九・二九平方メートル

四 埋立地の用途

道路施設用地

五 縦覧の期間

平成三十年八月十四日から平成三十年九月三日まで

〇宮城県告示第七百八十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。  
なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部河川課及び宮城県

東部土木事務所で行う。

平成三十年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成三十年三月十九日

二 出願人の名称

宮城県漁業協同組合

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(イ)点から(イ)点までを順次結んだ線及び(イ)点と(イ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒の地点

(イ)点 北緯三八度二四分五一秒九七一〇東経一四一度二四分一六秒一八二八の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五一秒九八四二東経一四一度二四分一六秒三五九三の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五一秒〇〇二四東経一四一度二四分一六秒七六六九の地点

(ニ)点 北緯三八度二四分五一秒九七三一東経一四一度二四分一七秒一八八九の地点

(ホ)点 北緯三八度二四分五一秒〇三八六東経一四一度二四分一八秒〇〇九一の地点

(ヘ)点 北緯三八度二四分五二秒〇〇〇八東経一四一度二四分一八秒八四一九の地点

(ト)点 北緯三八度二四分五二秒二一八二東経一四一度二四分一九秒六四四六の地点

(チ)点 北緯三八度二四分五二秒九九五三東経一四一度二四分一九秒三九九一の地点

(リ)点 北緯三八度二四分五二秒六五七六東経一四一度二四分一八秒〇五〇九の地点

(ル)点 北緯三八度二四分五二秒四七四七東経一四一度二四分一七秒一五六一の地点

(レ)点 北緯三八度二四分五二秒三〇八一東経一四一度二四分一六秒八八〇二の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五二秒三四三八東経一四一度二四分一六秒三八七一の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 九四七・二六平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

石巻市渡波字屋敷浜六番二及び同市渡波字地竹地内の道に接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(ロ)点から(ホ)点までを順次結んだ線及び(ロ)点と(ロ)点を結んだ線により囲まれた区域

基点 復旧・復興補助基準点二B〇二六 北緯三八度二四分五一秒東経一四一度二四分一八秒の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五二秒八〇八〇東経一四一度二四分一五秒七九九〇の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五二秒九三〇八東経一四一度二四分一五秒六一〇六の地点

(ニ)点 北緯三八度二四分五三秒〇五〇七東経一四一度二四分一五秒一九三三の地点

(ホ)点 北緯三八度二四分五三秒一二四四東経一四一度二四分一五秒〇三四五の地点

(ト)点 北緯三八度二四分五三秒一八五三東経一四一度二四分一四秒六三四一の地点

(チ)点 北緯三八度二四分五三秒一四一〇東経一四一度二四分一四秒二三八九の地点

(リ)点 北緯三八度二四分五二秒七四三〇東経一四一度二四分一三秒六六四六の地点

(ル)点 北緯三八度二四分五二秒七四三〇東経一四一度二四分一三秒七二三三の地点

(レ)点 北緯三八度二四分五四秒四七七二東経一四一度二四分一六秒六五八二の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五四秒二七七〇東経一四一度二四分一三秒〇〇七七の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五四秒八七七三東経一四一度二四分一三秒七六〇四の地点

(ニ)点 北緯三八度二四分五四秒六七七九東経一四一度二四分一三秒二六一一の地点

(ホ)点 北緯三八度二四分五四秒四四〇六東経一四一度二四分一三秒九八三七の地点

(ヘ)点 北緯三八度二四分五四秒一一九一東経一四一度二四分一三秒七六三三の地点

(ト)点 北緯三八度二四分五四秒〇〇〇七東経一四一度二四分一三秒六九六七の地点

(チ)点 北緯三八度二四分五三秒六〇九三東経一四一度二四分一三秒四七六九の地点

(リ)点 北緯三八度二四分五三秒三七〇九東経一四一度二四分一三秒二九二六の地点

(ル)点 北緯三八度二四分五三秒一一四六東経一四一度二四分一八秒六六四六の地点

(レ)点 北緯三八度二四分五二秒九九三二東経一四一度二四分一七秒八九三四の地点

(ロ)点 北緯三八度二四分五二秒八八八〇東経一四一度二四分一七秒〇七七九の地点

(ハ)点 北緯三八度二四分五二秒八五二四東経一四一度二四分一六秒六六三八の地点

(注) 座標は、世界測地系による。

(二) 面積 八九七九・二九平方メートル

四 埋立地の用途

資材置場

五 縦覧の期間

平成三十年八月十四日から平成三十年九月三日まで

○宮城県告示第七百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年八月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

ビュローベリタスジャパン株式会社

二 変更後の住所

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

三 変更しようとする年月日

平成三十年九月三日

○宮城県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年八月十四日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 千 葉 隆 政

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年六月二十七日	亀谷久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成三十年六月二十七日	面川義明	角田市岡字深町六十七番地	理事
平成三十年六月二十七日	佐藤幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成三十年六月二十七日	鈴木榮次郎	角田市豊室字沼下二十六番地	理事
平成三十年六月二十七日	柄目利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成三十年六月二十六日	亀谷久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成三十年六月二十六日	渋谷義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成三十年六月二十六日	只野 茂	角田市島田字柳町六十四番地二	理事
平成三十年六月二十六日	鈴木榮次郎	角田市豊室字沼下二十六番地	理事
平成三十年六月二十六日	柄目利徳	角田市横倉字金谷九十六番地	理事

平成三十年六月二十七日	笠松義之	角田市枝野字笠松八番地	理事
平成三十年六月二十七日	佐藤勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成三十年六月二十七日	渋谷克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成三十年六月二十七日	渋谷義郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事
平成三十年六月二十七日	遠藤良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成三十年六月二十七日	遠藤裕一	角田市稲置字堂下六十三番地	理事
平成三十年六月二十七日	鈴木昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事
平成三十年六月二十七日	森 正之	伊具郡丸森町小斎字二ノ迫三十六番地	理事
平成三十年六月二十七日	佐藤仁治	伊具郡丸森町館矢間館山字坪石四十一番地	理事
平成三十年六月二十七日	只野純一	角田市島田字光目内八番地	監事
平成三十年六月二十七日	馬場 茂	角田市神次郎字東高野三番地	監事
平成三十年六月二十七日	高橋早苗	角田市横倉字金谷三十一番地十六	監事

平成三十年六月二十六日	渋谷 克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成三十年六月二十六日	佐藤 勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成三十年六月二十六日	遠藤 良夫	角田市江尻字東浦三番地一	理事
平成三十年六月二十六日	面川 義明	角田市岡字深町六十七番地	理事
平成三十年六月二十六日	鈴木 昭一	角田市稲置字館下二十三番地	理事
平成三十年六月二十六日	遠藤 裕一	角田市稲置字堂下六十三番地	理事
平成三十年六月二十六日	森 正之	伊具郡丸森町小斎字二ノ迫三十六番地	理事
平成三十年六月二十六日	佐藤 幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成三十年六月二十六日	佐藤 仁治	伊具郡丸森町館矢間館山字坪石四十一番地	理事
平成三十年六月二十六日	二階堂 元	角田市角田字栄町九十八番地	監事
平成三十年六月二十六日	只野 純一	角田市島田字光目内八番地	監事
平成三十年六月二十六日	馬場 茂	角田市神次郎字東高野三番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年八月十四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 黒川郡大和町小野字後藤二十四番一の一部  
 仙台市泉区上谷刈三丁目十六番八―五百一  
 今野 智道

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。  
平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体 代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地 公職の種類  
 の名称 氏名 氏名 所の所在地 (第一号) 職の種類(第二号)  
 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号) 届出年月日

ゆりの会 鎌田さゆり 由佐 充彦 仙台市泉区 衆議院議員 鎌田さゆり、  
 泉中央一 衆議院議員 三四一六 届出年月日 平成三十年七月十九日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者 氏名 会計責任者 氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日  
 佐藤まさひろ後援会 佐藤 雅博 佐藤 正子 多賀城市市川字大畑一二 平成三十年七月二十日

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者 氏名 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党柴田町支 高橋 伸二 会計責任者 高橋 義宣 猪股 和郎 平成三十年六月九日

自由民主党宮城県看 中村恵美子 代表者 中村恵美子 富田きよ子 平成三十年七月一日

護連盟支部 中村恵美子 代表者 中村恵美子 富田きよ子 富田きよ子

自由民主党大和町支 藤倉 知格 主たる事務所の所在地 黒川郡大和町鶴 黒川郡大和町吉 平成三十年六月二十四日

栗小鶴沢字田町 岡字館下一二八

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤信太郎大和町後援会	大和田清一	主たる事務所の所在地	黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字田町	黒川郡大和町吉岡字館下一二八	平成三十年六月二十四日
甲田りょうじと新し い仙台をつくる会	甲田 涼司	主たる事務所の所在地	仙台市泉区七北田字八乙女二一 一〇五	仙台市泉区東黒松一三一一〇	平成二十九年十一月三日

こんの恭一後援会	藤井 潤	会計責任者の氏名	今野小重子	赤間 千里	平成三十年四月一日
志友会	中野 正志	政治団体の名称	志友会	中野正志政経フ ォーラム	平成三十年七月十九日

高野すすむ後援会	青田 和宏	代表者の氏名	青田 和宏	千葉 義昭	平成三十年七月四日
----------	-------	--------	-------	-------	-----------

宮城県看護連盟	中村恵美子	代表者の氏名	中村恵美子	富田きよ子	平成三十年七月一日
---------	-------	--------	-------	-------	-----------

宮城県商工政治連盟	佐藤 浩	主たる事務所の所在地	宮城県七ヶ浜町 吉田浜字細田一 四一三八	仙台市泉区虹の 丘一四一八	平成三十年五月三十一日
-----------	------	------------	----------------------------	------------------	-------------

○宮選管告示第九十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民進党宮城県第1区総支部	佐藤わか子	平成三十年五月三十一日
民進党宮城県第2区総支部	渡辺 敬信	平成三十年五月三十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

伊藤けいじ後援会 伊藤 啓一 平成三十年七月五日

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年八月十四日  
宮城県選挙管理委員会  
委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)  
民進党宮城県第1区総支部  
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 29. 1. 1～29. 12. 13  
報告年月日 30. 5. 29 (30. 5. 31解散)

1 収入総額	15,119,933
前年繰越額	4,789,003
本年収入額	10,330,930
2 支出総額	14,436,598
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	980,000
寄附	1,489,457
団体分	220,000
政治団体分	1,269,457
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	7,000,000
民進党	5,000,000
民進党宮城県総支部連合会	2,000,000
その他の収入	861,473
金銭以外のものによる寄付相当分	543,092
駐車場敷金返還	120,000
事務所敷金返還	174,380
一件十万円未満のもの	24,001
4 支出の内訳	

<p>経常経費</p> <p>人件費 9,031,543</p> <p>光熱水費 2,674,219</p> <p>備品・消耗品費 461,399</p> <p>事務所費 1,332,972</p> <p>政治活動費 4,562,953</p> <p>5,405,055</p> <p>〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 42,000</p> <p>組織活動費 906,061</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 3,597,902</p> <p>3,248,567</p> <p>機関紙誌の発行事業費</p> <p>349,335</p> <p>391,092</p> <p>901,092</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔団体分〕</p> <p>一般社団法人宮城県タクシー協会 100,000 仙台市若林区</p> <p>年間五万円以下のもの 120,000</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>日本私鉄労働組合総連合会 360,000 東京都港区</p> <p>希望あふれる仙台をつくる市民の会 909,457 仙台市青葉区</p> <p>民進党宮城県第2区総支部</p> <p>国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 29. 1. 1～29. 12. 13</p> <p>報告年月日 30. 5. 31 (30. 5. 31解散)</p> <p>1 収入総額 6,876,675</p> <p>前年繰越額 3,153,105</p> <p>本年収入額 3,723,570</p> <p>2 支出総額 6,418,730</p> <p>本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (186人) 234,000</p> <p>寄附 1,689,570</p> <p>個人分 689,570</p> <p>政治団体分 1,000,000</p>	<p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>1,800,000</p> <p>1,800,000</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 5,231,305</p> <p>人件費 2,296,443</p> <p>光熱水費 141,073</p> <p>備品・消耗品費 132,717</p> <p>事務所費 2,661,072</p> <p>政治活動費 1,187,425</p> <p>組織活動費 440,285</p> <p>747,140</p> <p>498,000</p> <p>249,140</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>小野寺 健 344,775 仙台市泉区</p> <p>木村 勝好 344,795 仙台市若林区</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>民進党宮城県総支部連合会 1,000,000 仙台市青葉区</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>伊藤けいじ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 啓二</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員</p> <p>報告年月日 30. 3. 7 (30. 7. 5解散)</p> <p>1 収入総額 8,289</p> <p>前年繰越額 8,289</p> <p>2 支出総額 8,289</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 8,289</p> <p>備品・消耗品費 8,289</p> <p>○回覧通知長様へ三川叩</p>
---	---



政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(政党の支部)

民進党宮城県第1区総支部

報告年月日 30. 6. 14 (30. 5. 31解散)

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

1 収入総額	683,335
前年繰越額	683,335
2 支出総額	683,335
3 支出の内訳	
経常経費	123,287
人件費	19,220
事務所費	104,067
政治活動費	560,048
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	552,360
機関紙誌の発行その他の事業費	11,188
機関紙誌の発行事業費	7,688
宣伝事業費	3,500
寄附・交付金	548,860
報告年月日 30. 7. 3 (30. 5. 31解散)	
1 収入総額	457,945
前年繰越額	457,945
2 支出総額	457,945
3 支出の内訳	
経常経費	403,425
人件費	200,000

備品・消耗品費 19,825

事務所費 183,600

政治活動費 54,520

〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 52,312

機関紙誌の発行その他の事業費 5,208

機関紙誌の発行事業費 2,208

宣伝事業費 3,000

寄附・交付金 49,312

(資金管理団体)

伊藤けいじ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 啓二

資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市議会議員

報告年月日 30. 7. 9 (30. 7. 5解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
鎌田さゆり	衆議院議員	ゆりの会	仙台市泉区泉中央一―三四一六	平成三十年七月十九日

○宮城県告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

委員長 伊 東 則 夫

中野 正志 志友会 政治団体 志友会 中野正志政経フォーラム 平成三十年七月十九日

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成三十年八月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出  
 資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日  
 をした者の氏名

鎌田さゆり 鎌田さゆり後援会 平成三十年七月十九日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出  
 資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日  
 をした者の氏名

伊藤 啓二 伊藤けいじ後援会 平成三十年七月五日

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成30年 8月14日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣 石井 啓一

2 事業の種類

一般河川北上川水系田北上川河口部改修工事（左岸：宮城県石巻市大狐字宿前地内から同市大狐字上大塚前地先河川敷地まで及び右岸：宮城県石巻市雲雀野町一丁目地先河川敷地から同市大橋二丁目地先河川敷地まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市中央三丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)	実 測	収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況			
41番 3	宅 地	宅 地	76.03	86.11	67.33

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名 佐藤 亨

住所 宮城県石巻市あけぼの北2丁目1番地1 市営あけぼの北復興住宅D-102号

ただし登記簿上の住所

宮城県石巻市蛇田字西道下142番地2 市営あけぼの北復興住宅D-102号

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成30年 8月 6日